



10月から変わる ～年金～



平成24年11月の年金改正により、平成25年度から平成27年度までの3年間にわたり公的年金額が段階的に引き下げられることになりました。

現在の年金の支給額は本来あるべき水準から2.5%高くなっています。そこでそれを本来あるべき水準に戻す、ということが今回の改正の目的です。

まず平成25年10月に1.0%引き下げられます。その後、平成26年4月に1.0%・平成27年4月に0.5%引き下げられる予定です。

老齢基礎年金のほか、老齢厚生年金や遺族・障害年金も引き下げられます。

年金の支給は、2カ月に1回なので、12月支給分からの変更となります。

おもな年金の年額は下表のようになります。

(満額)

	平成25年4月	平成25年10月～
老齢基礎年金	786,500円	778,500円
障害基礎年金1級	983,100円	973,100円
障害基礎年金2級	786,500円	778,500円
遺族基礎年金	786,500円	778,500円
子の加算(1、2子)	226,300円	224,000円
〃(3子以降)	75,400円	74,600円
中高齢寡婦加算	589,900円	583,900円

このほか、厚生年金保険の保険料率が、平成25年9月分(10月納付分)から0.354%引き上げられ17.120%(労使折半8.56%)となっています。

来年度以降も改正が続きますので、アンテナを張り続けましょう。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL:092-947-9003 FAX:092-947-9192